



## ITU 全権委員会議 (PP-14) の結果について

総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課

### 1. はじめに

2014年10月20日から11月7日にかけて、韓国（釜山）において、国際電気通信連合（ITU）全権委員会議（以下「全権委員会議」を指すことが明らかな場合は「会議」といたします。）が開催されました。

会議には、ITU構成国193か国のうち、171か国から、各国代表団、セクターメンバー及び国際機関からのオブザーバーを含め約2,500名が出席しました。我が国からは、西銘総務副大臣を主席代表とし、総務省、KDDI（株）、（一財）日本ITU協会などから合計49名が出席しました。

会議では、2016年から4年間の活動方針（戦略計画）及び予算の大枠（財政計画）等に関する審議が行われ、51の決議を含む文書が採択されました。また、ITU事務総局長など幹部職員の選挙等が行われ、2015年から4年間の新執行部が選出されました。



写真：全体会議の様子

### 2. 主な選挙結果

我が国から無線通信規則委員会（RRB）委員候補として擁立した、KDDI（株）の伊藤泰彦顧問が、我が国が所属するアジア・太平洋地域において激戦の結果（3議席に6名が立候補）、136票を獲得し、第1位で再選を果たしました。

また、理事国の選挙については、我が国はアジア・太平

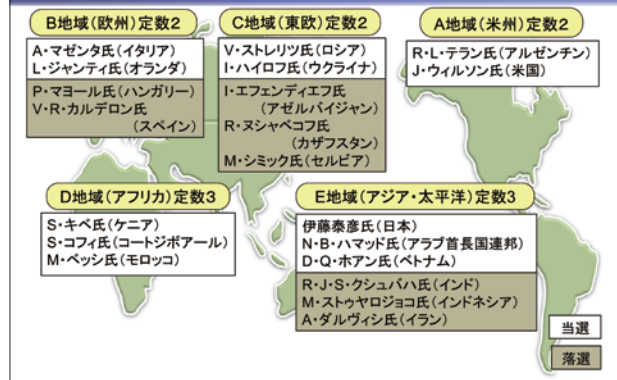
洋地域において1959年以来連続で11回目の当選を果たしました。

その他の選挙結果の詳細は以下のとおりです。

#### ITU選挙職の選挙結果（来年からの新体制）

- ✓ 事務総局長  
ザオ氏（中国）【新任】
- ✓ 事務総局次長  
ジョンソン氏（イギリス）【新任】
- ✓ 無線通信局長  
ランシー氏（フランス）
- ✓ 電気通信標準化局長  
リー氏（韓国）【新任】
- ✓ 電気通信開発局長  
サヌー氏（ブルキナファソ）

#### RRB委員選挙の結果



#### 理事国選挙の結果

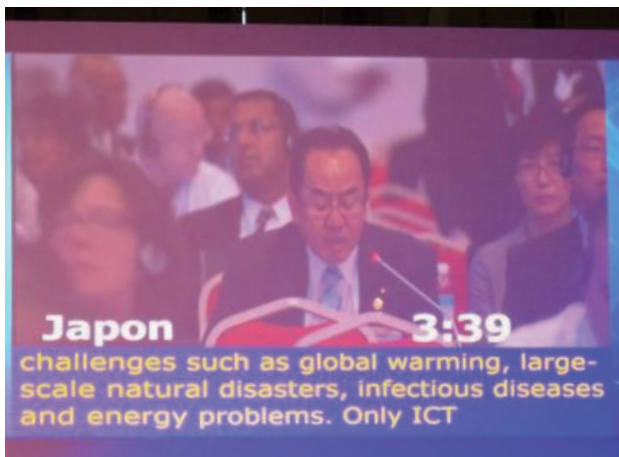


## 3. 会議の構成について

冒頭、全体会合において議長に韓国、副議長に米国、ポーランド、ロシア、ジンバブエ、インド及びアラブ首長国連邦が選出されました。その他、全体会合の下に設置された各委員会及び全体会合作業部会の議長、副議長に、地域バランスに配慮しつつ、下表のとおり選出されました。

会議期間中には、APT（アジア・太平洋電気通信共同体）加盟国の調整会合が合計8回開催され、APTが提出した共同提案の採択に向け、各提案の担当国の決定、議論の経過報告、他の地域提案との調整等が行われました。

また、全体会合においては、各国代表による政策演説が実施され、我が国からは、西銘総務副大臣が、変化の激しい情報通信技術（ICT）分野におけるITUの役割の重要性を指摘した上で、更なる活動充実と発展に貢献するため、最大拠出額である分担金30単位の拠出継続を表明する演説を行いました。



写真：政策演説の様子

## 4. 第五委員会（組織等）

### (1) ITUの憲章・条約の恒久的な性質に向けた検討（決議163）

ITU憲章・条約は、全権委員会議ごとに改正が行われており、これに伴う構成国の国内作業が複雑かつ長期にわたること等が原因となり、改正文書の締約国数が毎回減少している現状があります。この問題について、前回2010年全権委員会議で採択された決議163に基づき、ITU憲章・条約の各条文を恒久的な性質のものとそうでないものとに再配置するための理事会作業部会が設立され、今次会議に対して作業結果が報告されました。

本件については、第五委員会において議論され、ITU憲章・条約の安定化を担保するための様々な方法が検討された結果、以下のとおり勧告が作成され、最終的に11月6日の全体会合において同勧告が採択されました。

ア 今次会議においては、憲章・条約を改正しない。

イ 決議163で設立された憲章安定化理事会作業部会を解散し、同決議を廃止する。

ただし、我が国及びアフリカ諸国からの強い要望により、本件勧告は、次回2018年全権委員会議において憲章安定化作業の是非及びその方法等について改めて議論することを前提とした内容となっています。

### (2) 憲章・条約の改正提案

我が国は、各国から提案されている憲章・条約の改正提案に関して、改正が真に必要でありかつ他の方法で達成できないものでない限り原則として認めないとのAPT共同提案に理解が得られるよう努めました。

最終的に、憲章・条約の改正については、(1) のとおり、今次会議においては憲章・条約を改正しないとの勧告が採択されたため、憲章・条約の改正は見送られました。

委員会	議長	副議長
第二委員会（委任状）	カザフスタン	ガイアナ、ウクライナ、ザンビア、中国、クウェート
第三委員会（予算統制）	ガーナ	キルギス
第四委員会（編集）	レバノン	米国、スペイン、英国、ロシア、マリ、中国
第五委員会（組織等）	スイス	ベラルーシ、セネガル、イラン、サウジアラビア
第六委員会（財政等）	豪州	ブラジル、ウズベキスタン、コートジボワール、アラブ首長国連邦
全体会合作業部会 （インターネット関係等）	バーレーン	カナダ、ドイツ、アゼルバイジャン、ケニア、日本



### (3) 国際電気通信規則 (ITR) の見直し (決議146、171)

決議146は、国際電気通信規則 (ITR) の見直しの実施について定めており、我が国としては、ITRは、国際電気通信業務に関する一般原則を定めたものであり、頻繁に改正する必要があるものではないこと、また、ITRの改正を行う世界国際電気通信会議 (WCIT) の定期開催は、ITUの財政負担増につながる等の懸念があるため、適宜その旨指摘いたしました。

その結果、ITRは通常8年ごとに見直すこととし、2017年当初から開始するITRの見直しプロセス<sup>1)</sup>を定める旨決議146を改正するとともに、2012年WCIT開催準備を定めた決議171の削除が合意されました。

### (4) ITU活動への参加形態 (決議169)

学術団体 (アカデミア) のITU活動への参加については、前回2010年の全権委員会会議において4年間の試験的な導入として認められました (決議169)。我が国としては、これまでのアカデミア活動の有益性に鑑み、アカデミアの参加を恒久化する旨決議169を改正する提案であるAPT共同提案に理解が得られるよう努めた結果、アカデミアの参加継続が認められました。一方、ITU活動への構成国、準構成国及びアカデミアの参加形態を見直す新決議 (COM5/3 (Busan, 2014)) に基づき、ITU活動への参加形態見直しの検討結果を、次回2018年全権委員会会議において考慮することとなりました。

### (5) ITUの文書公開

ITUの文書公開については、2015年初頭より、ITUの会議・会合における全ての入力文書及び出力文書の公開を求める勧告が委員会における長い議論の後に全体会合で承認されました。ただし、私的プライバシー及び公共の利益を侵害するものに関しては文書公開の対象外とされています。

上記の勧告にあわせて、今次会議においては、財政・人事理事会作業部会に対して、文書公開の検討を継続し、ITU文書公開政策案を理事会に対して提出することなどを命じるとともに、理事会に対して、同作業部会から報告される政策案を検討した上で、適切に認可し暫定的に同政策を履行し、2018年の次回全権委員会会議において同政策を最終的に採択するか判断するため、同会議に報告するよう命じました。

### (6) 航空機追跡システム

2014年3月のマレーシア航空機失踪を契機に、各種の国際機関において、地球全域をカバーできる衛星を利用した航空機追跡システムの重要性が認識されたことにより、当該システムに対する周波数分配をWRC-15の新議題として急遽追加すべきかどうか、今次会議において審議することとなりました。CITEL、APT、アフリカ電気通信連合 (ATU)、アラブ地域及びCEPTの各地域機関よりそれぞれ共同提案が提出され、各提案内容は以下の3点に集約されました。

ア 2015年世界無線通信会議 (WRC-15) の新議題として、航空機追跡システムを追加する決議案の作成に賛成する。

イ 全権委員会会議は無線の専門的会合ではないことから、技術的詳細についてはここでは議論しない。

ウ 本決議は、WRC-15で当該周波数分配の議論に予断を与えるものではないが、全権委員会会議としては、WRC-15に対し、本件は人命の安全にも関わる緊急を要する課題であることから、強い政治的メッセージを発信することが適当。

最終的に非公式会合を経て新決議 (COM5/1 (BUSAN, 2014)) が採択され、ITU条約119号に基づき、WRC-15に対し、緊急を要する事項として、その議題に航空機追跡システムの検討を含めることが命じられました。

### (7) 宇宙資産登録システムの監督機関に関する議論

私法統一国際協会 (UNIDROIT) は、2012年に可動物体の国際的な権益を規定する条約 (ケープタウン条約、2001年) の宇宙資産議定書を採択し、宇宙資産の担保制度を創設することとしています。担保制度創設に際しては、民間が宇宙資産の登録機関になりますが、その公益性を確保するため、この登録機関を監督するための機関を設置することとしており、UNIDROITよりITUに対して、当該監督機関になることが打診されています。

そのため、事務総局は、今次全権委員会会議で受諾の是非を最終的に決定することを予定していました。

これを受け、第五委員会においてUNIDROITに対するITUの役割を議論した結果、理事会は引き続きUNIDROITに関連する動向の監視を継続する一方、ITU事務総局は、当該監督機関となることについて関心を有することを表明し続けるとともに、次回2018年全権委員会会議までの間に、本件に関して構成国から提起される質問に回答する旨の





勧告がとりまとめられ、同勧告は全体会合において採択されました。

## 5. 第六委員会（財政等）

### (1) 構成国等による分担金の滞納

構成国等による分担金の滞納を改善するため、ITUが分担金を滞納している構成国等のITUへの参加停止・除名等の規定を柔軟に運用できるよう決議152が見直され、異論なく採択されました。また、滞納額に対する利子率の規定を条約から削除し、財政規則に記載するというロシア提案については、第五委員会におけるITU憲章・条約の改正を行わないとする合意を受けて取下げられました。

### (2) ITUの監査（内部監査、外部監査及び独立会計監査（IMAC））

決議94（連合の会計監査）について、米国から外部会計監査報告の一般公開を求める新決議案が提案されましたが、第六委員会において米国から新決議案を取下げ、決議94に会計監査報告を一般公開する旨のテキストを追加したい旨発言がありました。後日、米国からの提案のとおり、外部監査報告をITUのウェブサイトで公表する旨のテキストが追加された決議94の改正案が提案され、同案は採択されました。

決議162（IMAC）について、米国及び米州電気通信委員会（CITEL）からは、これまでのIMACの有益性に鑑み、IMACの恒久化や報告書の一般公開等を求める寄与文書、欧州郵便電気通信主管庁会議（CEPT）からは、IMACの恒久化を求める寄与文書、アジア・太平洋電気通信共同体（APT）及び通信地域連邦（RCC）からは、IMACを2019年まで延長する寄与文書がそれぞれ提出されていました。第六委員会においては、各国・地域の提案を支持する発言があり、アドホックグループにおいて各国・地域からの提案を踏まえた改正決議案の議論が行われました。意見は大きく対立することなく、IMACを継続し（on-going basis）、IMACの報告書は、理事会への報告の後にITUのウェブサイトに公表する案が作成され、同案は採択されました。

内部監査について、米国より内部監査報告の一般公表を求める提案がなされておりましたが、11月7日に開催された理事会特別部会において、財政規則第29条に、理事会への報告の後に内部監査報告を公開する旨のテキストが追加され、同案は採択されました。

### (3) ITUの戦略・計画（2016–2019）

これまで理事会及び理事会作業部会において検討が行われてきた、次期（2016–2019年）の戦略・財政計画案が審議・承認されました。収支は635.7百万スイスフランで均衡させ、構成国が負担する分担金1単位あたりの金額の上限を、これまでと同じく318,000スイスフランに設定することが決定されました。

国際電気通信番号資源（INR）を新たな収入源とする案については、当初財政計画案において4年間で700万スイスフランが歳入として見込まれていましたが、米国、英国、ドイツ及び我が国などの強い反対により最終的に財政計画案の歳入項目から削除されました。

また、Varembéビルの建替えについては、スペイン及び事務総局が作成した案を基に同ビル建替え検討継続に向けた理事会作業部会の設置に係る決議案が検討され、新決議（COM6/5（BUSAN, 2014））が採択されました。同決議は、長期的視野に基づきVarembéビルのあり方について検討するための理事会作業部会を設立し、同理事会作業部会は2015年理事会より毎年理事会に報告書を提出することとされました。

## 6. 全体会合作業部会（インターネット関係等）

### (1) 世界情報社会サミット（WSIS）関係（決議140、172）

2015年以降のWSISの在り方とITUの今後の取組みについては、いかに2015年12月に国連で行われる全体総括レビューの結果を予断することなく、決議140にその内容を反映させるか、という点について集中的に議論されました。決議案の修文作業中、各地域提案ではなく議長（ロシア）自らが作成したという理事作業部会の報告書をベースに突然審議が開始され、豪州をはじめとする各国より懸念が表明されましたが、「既に理事会作業部会で合意した文書であり、時間の節約のためこれをベースに議論を行う」とのコメントが議長より出されました。

議論においては、ITUの取組む範囲をさらに拡大したいアラブ諸国及びロシアと、マンデートを拡大することなく優先順位の高い分野への取組を深めるべきとする日米欧との間で意見が対立しました。最終的には、2015年に実施される国連全体総括レビューの結果を踏まえる旨の修文を行うことで合意されました。なお、決議172については、アラブ諸国より修正案、ロシア地域より削除案が出されましたが、この決議は役割を終えたとして削除されました。



## (2) インターネット関連 (決議101、102、133、178、180)

インターネット関連については、日米欧とロシア・アラブ諸国を中心とした国々との間で意見が対立しました。特に、国際的な大規模不法監視の対策の必要性（サウジアラビア提案）、OTT (Over the Top) サービスの課金方法に関するルール作りの必要性（サウジアラビア提案）、ITUのセキュリティへの取組み範囲拡大とインターネット資源管理への関与（インド新決議提案）等について意見が対立しましたが、日米欧の働きかけにより、それらの提案は取下げられ、ITUの果たすべき責務の中で、引続き、技術開発・人材育成などの分野で重要な役割を果たしていくことが合意されました。インドからの新決議提案については、今後もさらに議論を続けていきたい旨インドから発言があったため、今後の関連会合の場において同様の提案がなされる可能性があります。

また、米国及び欧州から提案されたインターネット理事会作業部会のオープン化については、それに反対するロシア及びアラブ諸国との間で意見が対立しましたが、最終的に、理事会のインターネット作業部会の前に実施するオープンコンサルテーション会合をマルチステークホルダー方式で行うことで合意されました。

## (3) サイバーセキュリティ関連 (決議130、174,179、181)

サイバーセキュリティ関連については、「国際的な不法監視対策のために取組みを強化すべき」（サウジアラビア提案、ロシア・中国支持）等、現在のITUのマンデートを越える内容の提案が出され、ITUは、技術開発や人材育成の分野において、引続き重要な役割を果たすべきとの考え方である我が国・米国・欧州との間で大きく対立しました。

我が国からは、決議130の基本的な内容を変更することなくITUが取組むべき優先分野に注力すべき、また、国家安全保障などのセキュリティ分野は、ITUの所掌範囲ではないとの基本的な考え方に基き、米国・欧州と連携しつつ対処した結果、ITUの果たすべき責務の中で、引続き、技術開発・人材育成などの分野で重要な役割を果たしていくことが合意されました。

## 7. エボラ撲滅の支援

ICTの利用によるエボラ出血熱の撲滅のための新たな決議が全会一致で採択され、我が国はこれに賛同するとともに、18万スイスフラン（約2,000万円）の支援を表明しました。今後、ITUと我が国は、本決議に基づき、ICTを活用

したプロジェクト管理ツール（対策に必要な情報の効率的な提供）の開発を協力して推進していく予定です。

## 8. 今後の会議・会合日程

2015年から2019年の期間における会議・会合の日程について、以下のとおり決定され、決議77の修正が採択されました。また、次回の全権委員会議について、アラブ首長国連邦から招請の意向が表明されました。

会議・会合	日程
世界電気通信標準化総会 (WTSA)	2016年 (第4四半期)
世界電気通信開発会議 (WTDC)	2017年 (11月～12月)
全権委員会議 (PP)	2018年 (第4四半期)
無線通信総会 (RA)	2019年 (10月26日～30日)
世界無線通信会議 (WRC)	2019年 (11月2日～27日)

## 9. おわりに

今回の会議では、地域単位の活動（調整会合等）が発見に行われ、特に新興国（UAE、ブラジル等）からの参加者が、それぞれ流暢な英語とリーダーシップで会議をひっぱり、各国から賞賛されて、非常に大きなプレゼンスを示していました。

また、今回の会議で選出された新執行部は、2015年1月1日からそれぞれの職に就任しています。2015年開催される、ITU理事会をはじめ、2016年以降もWTSA、WTDCと重要な会議が予定されています。今後も我が国が重要な役割を果たしていけるよう、理事会などの機会を利用して働きかけをしていきたいと考えています。

末尾になりましたが、関係者の皆様方のご支援により、無線通信規則委員会委員への伊藤候補の再選及び我が国の理事国への再選を果たすことができたことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。

## 注

[1] ITRの見直しプロセス (決議146)

- ア 理事会は、構成国及びセクターを対象とした専門家グループを設立する。
- イ 同グループは、2018年理事会に報告書を提出し、その後、2018年全権委員会議にも提出する。
- ウ 2018年全権委員会議は、同グループからの報告書を検討し、要すれば適切な行動な行動をとる。